

全 員 協 議 会 記 録

令 和 5 年 1 0 月 2 7 日 ①

【開催日】 令和5年10月27日（金）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前9時34分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	伊場勇	議員	大井淳一郎
議員	岡山明	議員	奥良秀
議員	笹木慶之	議員	白井健一郎
議員	恒松恵子	議員	中岡英二
議員	中島好人	議員	福田勝政
議員	藤岡修美	議員	古豊和恵
議員	前田浩司	議員	松尾数則
議員	宮本政志	議員	森山喜久
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸
議員	吉永美子		

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	議事係長	山田寿実子
議事係主任	岡田靖仁	庶務調査係書記	若野みちる

【付議事項】

議運決定事項について

午前9時30分 開会

高松秀樹議長 それでは全員協議会を始めます。本日の付議事項は議運決定事項についてであります。議会運営委員長の報告を求めます。

(大井淳一郎議会運営委員長 登壇)

大井淳一郎議会運営委員長 ただいまより、第57回から59回の議運決定事項について御報告いたします。初めに、政策提案特別委員会の設置については、設置に向けて議論を続けていくことといたしました。なお、当該委員会の概要は次のとおりでございます。委員会の名称は政策提案特別委員会、委員の定数は6人、委員会の設置目的は議会基本条例の規定による政策立案、政策提言の実現です。2点目、「陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）」についてですが、市職員を説明員として、山田議員及び中島議員を委員外議員として委員会への出席を求め、陳情書中の各事項に係る事実を確認し、及び認定し、その後、議会運営委員会から両議員に対して各事項に係る措置等を要請し、それらに対する回答を聴取しました。これをもって議長に審査結果を報告いたしました。3点目、令和5年第3回（10月）臨時会についてです。（1）執行部から臨時会を開催し、議案1件を上程する旨の申入れがあったため、令和5年第3回（10月）臨時会を次のとおり開催することといたしました。（2）会期案については、10月27日金曜日の1日間といたしました。なお、議案名は資料1のとおりでございます。（3）付議事件の告示については、次の案件について、市長宛てに付議事件の告示を依頼することといたしました。ア、常任委員の選任について、イ、議会運営委員の選任について、ウ、議席の変更について、エ、宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選挙についてです。（4）消防組合議会議員及び都市計画審議会委員については、下記表のとおりに選定することといたしました。なお、都市計画審議会委員は、現委員の任期満了まで改選しないことといたしました。（5）議席の変更については、同意案件の議決後、議会運営委員会を開催し、協議の上、決定することといたしました。（6）広報特別委員、広聴特別委員については、各特別委員会の事情（議会だより、議会報告会など）を考慮し、10月臨時会には改選しないことといたしました。（7）議事日程案は、資料2のとおりといたしました。以上で議運決定事項について報告を終わります。

(大井淳一郎議会運営委員長 降壇)

高松秀樹議長 ただいまの議会運営委員長の報告に対しまして質疑はございますか。

矢田松夫議員 2点お尋ねいたします。今、議席と常任委員会の定数について報告がありましたが、それぞれどのような議論をされて、この結果に落ち着いたのかお尋ねします。

大井淳一郎議会運営委員長 議論ということではないんですが、これまでの申し合わせに従って確認をした程度でございます。以上です。

矢田松夫議員 議論はしてなかったという結論でいいんですね。

大井淳一郎議会運営委員長 議論と言われても、申し合わせ事項に従って確認したということですので、議論する必要はないと考えます。

高松秀樹議長 質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。

午前9時34分 散会
